破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第４５号
大分県日田市田島１丁目９番６号　フルカワビル201号
破産者　三原　照美
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２６年（フ）第６０８号
名古屋市中村区大秋町４丁目６番地の２　スカイＡアオヤマ601号、開始決定時の住所名古屋市中区新栄１丁目49番28号　株式会社鵜飼組ビル３階
破産者　鵜飼八重子
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５９号
福岡県柳川市三橋町江曲117番地１
破産者　黒田　玉美
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第５号
岩手県宮古市上村１丁目11番７号
破産者　中屋　　審
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２６年（フ）第３２号
岩手県宮古市小山田３丁目４番15号、旧住所岩手県宮古市佐原３丁目９番５号
破産者　大久保英利
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２６年（フ）第２５号
宮城県名取市大手町４丁目15番地の２　グリーンパーク大手町102号、従前の住所仙台市青葉区宮町２丁目１番37号　宮町リトル・ヒルズ506
破産者　戸部　圭子
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７２５号
宮城県宮城郡七ヶ浜町花渕浜字観音堂３番地の３
破産者　鈴木　昭男
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４３号
宮城県遠田郡美里町牛飼字八反４番地１　パストラルハイツＢ202、申立時の住所宮城県大崎市古川福沼２丁目８番13号
破産者　星　　宏明
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第９３号
宮城県大崎市古川西荒井字東田346番地１
破産者　阿部美智子
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第６０号
山形県米沢市花沢町2779番地の８
破産者　鈴木　桂子
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第７０号
群馬県太田市東別所町351　きむらハウス８号棟、住民票上の住所群馬県太田市西新町113番地７
破産者　宮脇　久子
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１３６号
群馬県太田市新田上田中町1025番地
破産者　岩崎　幸一
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第３１２号
埼玉県比企郡嵐山町大字大蔵820番地、旧住所東京都八王子市元本郷町３丁目10番15号コーポ喜久203号
破産者　舟崎　　克
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３１６号
埼玉県春日部市大沼３丁目65番地２　メゾン・ド・エスポワール105、破産申立時の住所埼玉県比企郡小川町大字靱負707番地３
破産者　清水　俊夫
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３１８号
埼玉県熊谷市佐谷田3916番地３　ポートステージ203、旧住所埼玉県本庄市柏１丁目３番４号　本庄スカイハイツＢ棟609
破産者　萩原　錦子
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第９７号
千葉県銚子市北小川町2468番地の４
破産者　久保　一成
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第４０４号
川崎市高津区坂戸３丁目９番４－205号　モナークマンション溝の口第２、前住所川崎市高津区末長２丁目25番23号　タウンハウスＶ301
破産者　牧野　成彦
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４９０号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地５－213
破産者　小川　矛汎
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係